

第 6 回理事会

日 時：令和 7 年 3 月 14 日（金）16：00～18：00

場 所：オフィス東京 3 階 T3 会議室

出席者：（理事長）友 雅司，（理事）阿部雅紀，

猪阪善隆，繪本正憲，酒井 謙，菅野義彦，
菊地 勘，倉賀野隆裕，小岩文彦，後藤順一，

鶴屋和彦，長沼俊秀，中野敏昭，西尾妙織，

花房規男，林 香，平和伸仁，深澤瑞也，

正木崇生，米田龍生，脇野 修

（監事）内田潤次，小川哲也，齋藤 満

（幹事）坂口悠介（第 70 回幹事），

名波正義（第 71 回幹事）

（事務局）坂入幸雄，小島吉晴

議事に先立ち，友 雅司理事長から挨拶があり，以下の議事が進められた。

議 事

1. 議事録署名人の選出

友 雅司理事長から，内田潤次，小川哲也，齋藤満の各監事が議事録署名人として指名され，全会一致で承認され，議事録作成人として坂口悠介幹事，名波正義幹事が指名され，全会一致で承認された。

2. 入退会に関する件

倉賀野隆裕総務委員長から，2024 年 12 月 7 日～2025 年 3 月 14 日までの入会，退会，復会の申込数について説明があった。

正会員入会申込 145 名，退会 79 名，休会 1 名，復会 4 名，喪失退会 119 名，施設会員入会 16 施設，退会 5 施設，喪失退会 5 施設，その結果，2025 年 3 月 14 日現在の会員数は，正会員 14,178 名（休会 131 名），施設会員 4,183 施設，賛助会員 55 団体であることが報告され，全会一致で承認された。

3. 第 73 回（2028 年）次次次期会長選出に関する件

友 雅司理事長から，第 73 回（2028 年）次次次期会長候補として正木崇生先生，深澤瑞也先生の立候補の届出があり，選出要項第 3 項に基づき，事前に主旨説明書を配布しているとの説明があった。引き続き，友 雅司理事長から，会長の選出にあたって，学術集会会長選出要項に基づき，出席理事による単記無記名投票を行った。結果，正木崇生先生が過半数を獲得したので，正木崇生先生を第 73 回（2028 年）次次次期会長候補として選出し，令和 7 年 6 月 26 日開催予定の通常総会へ推薦することが全会一致で承認された。

4. 名誉会員の推薦に関する件

友 雅司理事長から，資料に基づき，山縣邦弘先生（筑波大学）を令和 7 年 6 月 26 日開催予定の通常総会に推薦したいとの提案があり，審議の結果，全会一致で承認された。

5. 2025 年度事業計画（案）に関する件

友 雅司理事長から，資料に基づき説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

6. 2025 年度新規事業に伴う概算要求（案）に関する件

花房規男財務委員長から，資料に基づき説明があり，引き続き，要求のあった各委員会委員長から概算要求内容について説明があり，審議の結果，各事業計画における要求金額については，全会一致で承認された。

7. 2025 年度予算（案）に関する件

花房規男財務委員長から，資料に基づき説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

8. 第 69 回学術集会・総会の決算（案）に関する件

酒井 謙第 69 回会長から第 69 回学術集会・総会の決算について，資料に基づき説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

9. 第 70 回学術集会・総会の決算（案）に関する件

猪阪善隆第 70 回会長から第 70 回学術集会・総会の決算について，資料に基づき説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

10. 第 71 回学術集会・総会の決算（案）に関する件

倉賀野隆裕第 71 回会長から第 71 回学術集会・総会の決算について，資料に基づき説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

11. 規則等の一部改正に関する件（後記 4 頁）

1) 一般社団法人日本透析医学会統計調査データを用いた研究の進め方に関する内規の一部改正（案）について

正木崇生統計調査委員長から，資料に基づき説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

2) 一般社団法人日本透析医学会統計調査データを利用した研究の公募に関する内規の一部改正（案）について

正木崇生統計調査委員長から，資料に基づき説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

3) 一般社団法人日本透析医学会専門医制度規則の一部改正（案）について

酒井 謙専門医制度委員長から，資料に基づき説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

4) 一般社団法人日本透析医学会専門医制度規則施行細則の一部改正（案）について

酒井 謙専門医制度委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

5) 一般社団法人日本透析医学会評議員選出規則の一部改正（案）について

米田龍生評議員選出委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、第18条第6項については削除することで、全会一致で承認された。

12. 令和7年度コメディカルスタッフ研究助成に関する件

脇野 修コメディカルスタッフ研究助成基金運営委員会委員長から、資料に基づき、基金運営委員会が検討した結果、申請のあった者の内、花岡吾子（大阪公立大学医学部附属病院）、西岡 創（川崎医科大学総合医療センター）の研究を採択したとの説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

13. Green Dialysis に関する検討委員会に関する件

脇野 修 Green Dialysis に関する検討委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

14. 「台湾、韓国、本学会3学会シンポジウム推進小委員会」に関する件

友 雅司理事長から、以下の2件について説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

1) 「第70回日本透析医学会学術集会・総会」における3学会共同シンポジウム

日時：2025年6月28日（土）16：40～18：50

テーマ：「Dialysis treatment in an ageing society」

日本側の演者、座長の依頼：座長 友 雅司、演者 武本佳昭

台湾側、韓国側演者・座長の依頼：MOUの規定に則して、各学会の担当窓口依頼を行い、派遣していただく。

2) 本学会と韓国との2か国の合同（災害）セッションに関する演者（2名）の派遣に関する件

日時：2025年6月21日（土）12：50～14：50（韓国）

（演者候補者）

宮崎真理子（東北大学大学院医学系研究科）

石垣さやか（浜松医科大学医学部附属病院）

15. 総務委員会 VA 血管内治療認定医制度委員会に関する件

1) 2024年度VA血管内治療認定医の認定（案）について

深澤瑞也 VA 血管内治療認定医制度委員長から、資料に基づき、申請者151名、合格者87名、不合格者58名の説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

2) 2025年度VA血管内治療認定医の募集要項（案）について

深澤瑞也 VA 血管内治療認定医制度委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

3) shuntPTA 施行時の加圧バルーン器操作に関する臨床工学技士の業務に関して

深澤瑞也 VA 血管内治療認定医制度委員長から、臨床工学技士のShuntPTA 施工時の加圧バルーン器操作に関する問い合わせがあったとの報告があった。これに関し理事会での意見をもとに学会として回答する。

16. 編集委員会に関する件

1) RRT 誌に関する Matters Arising タイプの追加に関する件

阿部雅紀編集委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

17. 専門医制度委員会に関する件

1) 専門医認定更新、指導医認定新規申請・更新に関する件

酒井 謙専門医制度委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

2) 2025年度生涯教育プログラムに関する件

酒井 謙専門医制度委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

3) 2025年度地方学術集会および全国規模学術集会開催に関する件

酒井 謙専門医制度委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

18. 男女共同参画推進委員会（女性医師育成小委員会）に関する件

1) 第9回TSUBASA PROJECT参加者の決定について

西尾妙織男女共同参画推進委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

2) 第10回TSUBASA PROJECT募集要項について

西尾妙織男女共同参画推進委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

19. 感染対策委員会に関する件

1) 透析患者におけるインフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症の現況に関する調査について

菊地 勘感染対策委員長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

20. RSウイルス母子免疫ワクチンの早期定期接種化ならびに抗RSウイルスヒトモノクローナル抗体製剤を広く提供するための体制整備に関する要望書に関する件

菊地 勘予防接種推進専門協議会 代表委員から、

資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

21. 「超音波によるバスキュラーアクセスの標準的評価法 2024」(案) ガイドライン原稿査読依頼に関する件 (事後審議)

友 雅司理事長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

22. 「高血圧管理・治療ガイドライン 2025」の査読依頼に関する件 (事後審議)

友 雅司理事長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

23. 「透析医療における医療安全のための提言」に関する件

友 雅司理事長から、資料に基づき、日本透析医学会から、本提言の内容についての承諾、協力団体としての記載の諾否について依頼があったとの説明があり、本提言の内容について確認依頼をした。また、協力団体としての記載の諾否については、審議の結果、全会

一致で承認された。

24. 会告 透析液水質確保に関する研修に関する件

友 雅司理事長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

25. 厚生労働省への「ダイアライザ等の医療機器」の供給継続に関する要望書提出について

友 雅司理事長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

26. その他

1) 令和7年度理事会日程に関する件

友 雅司理事長から、令和7年度の理事会日程について常任理事会で以下のとおり決定したとの説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

第1回：6月13日（金）

第2回：6月26日（木）

第3回：12月12日（金）

第4回：3月26日（木）

『一般社団法人 日本透析医学会統計調査データを用いた研究の進め方に関する内規の一部改正（案）新旧対照表』

現 行	改正案
日本透析医学会統計調査データを用いた研究の進め方に関する内規 第1章 目的 第1条 本内規は日本透析医学会統計調査（以下「JSDT レジストリ」という。）の原データを用いた研究（以下「当該研究」という。）を行う場合における研究申請から採択の決定、研究解析用データファイルの提供を行うまでの諸手続、研究解析用データファイルの取り扱いを定めるものである。 第2条 本内規の対象となる研究の形態として以下の4つを定める。 (1) 統計調査委員会および統計解析小委員会（以下「統計調査委員会等」という。）が行う研究 (2) 学会内他委員会と共同で行う研究 (3) 他団体と共同で行う研究 (4) 海外レジストリと共同で行う研究 第2章 統計調査委員会等が行う研究 第3条 統計調査委員会等が行う研究では、研究代表者は所定の申請用紙（様式1）に研究の概要を記載して統計調査委員会委員長（以下「統計調査委員長」という。）に提出する。 第4条 統計調査委員長は前条による研究申請書の提出があったときは、提出された研究計画の科学的妥当性、倫理的配慮の妥当性について統計解析小委員会（以下「解析小委員会」という。）に審議を依頼する。 第5条 解析小委員会は前条による審議依頼があったときは、当該研究計画書の科学的妥当性、倫理的配慮の妥当性について審議を行う。また、必要に応じて研究計画書の修正を求めるものとする。 2 前項の審議において、当該研究が妥当でないと認められた場合にはこの時点で却下とする。 3 第1項の審議又は研究計画書の修正において3分の2以上の賛成が得られた場合には、当該最終研究計画書を統計調査委員長に報告する。 4 統計調査委員長は、前項による解析小委員会の審議結果を踏まえ、統計調査委員会において当該研究の妥当性について審議する。 5 前項の統計調査委員会の審議において、当該研	日本透析医学会統計調査データを用いた研究の進め方に関する内規 現状どおり

現 行	改正案
究が妥当であると認められた場合には、統計調査委員長は理事会に報告し、当該研究の妥当性について理事会に審議を依頼する。 6 第4項の統計調査委員会の審議において当該研究の妥当性について疑義が生じた場合には、統計調査委員会と学術委員会による合同委員会（以下「合同委員会」という。）において、当該研究の妥当性について審議を行う。 7 前項による合同委員会において、当該研究が妥当でないと認められた場合には、この時点で却下とする。 8 第6項による合同委員会において、当該研究が妥当であると認められた場合には、統計調査委員長は理事会に報告し、当該研究の妥当性についての理事会に審議を依頼する。 9 第5項及び前項において、当該研究が妥当でないと結論された場合には、理事長はその理由を統計調査委員長に伝達するものとする。 10 第5項及び第8項の理事会の審議において当該研究が妥当であると認められた場合には、統計調査委員長は最終研究計画書及び関係書類等を倫理委員会に送付し、倫理委員会における倫理的妥当性についての審議を依頼するものとする。 第6条 統計調査委員長は前条第10項による当該研究の倫理委員会の承認をもって、研究の着手を許可する。 2 研究代表者から実施する研究において調査項目の追加データ提供の申出があった場合には、統計調査委員長と統計解析小委員会委員長（以下「解析小委員長」という。）が当該調査項目の追加データ提供について協議し決定するものとする。ただし、当該調査項目の追加データ提供が研究目的の変更になると判断された場合には、新規の研究計画として取扱うものとし、新たな研究申請書を求めるものとする。 <u>新規 追加条文</u> 第7条 本研究では同一筆頭研究者について2題まで研究申請を可とし、論文発表等で結果を公表した場合に新規申請を可とする。	現状どおり うものとし、新たな研究申請書を求めるものとする。 <u>研究計画に変更があった場合には、適宜倫理委員会に申請し承認を受ける。</u> <u>論文発表後、研究計画からの逸脱が発覚した場合には、統計調査委員会、倫理委員会で審議し、論文の訂正または取り下げを求めるものとする。</u> 現状どおり

現 行	改正案
第8条 本研究における統計調査委員等以外の共著者は必ずしも日本透析医学会会員である必要はない。 第3章 学会内他委員会と共同で行う研究 第9条 学術委員会など学会内他委員会がJSDT レジストリを用いた研究を望む場合は、所定の申請用紙（様式2）に研究の概要を記載し、当該委員長名で統計調査委員会に共同研究を申請する。 第10条 解析小委員長は、前条による申請があったときは、解析小委員会の中から当該研究の解析担当小委員を選任し、他委員会の研究担当者と協議の上最終研究計画書を立案するよう命ずる。 第11条 前条による最終研究計画書策定後の当該研究の採択手順は、第4条から9条までの規定に準じる。 第4章 他団体と共同で行う研究 第12条 他団体がJSDT レジストリを用いた共同研究を望む場合は、所定の申請用紙（様式3）に研究の概要を記載し、一般社団法人日本透析医学会理事長宛に、共同研究の申請をする。 第13条 理事長は前条による申請があったときは、共同研究の実現性の可否について統計調査委員会に諮問し、理事会で採択の可否を審議する。 第14条 統計調査委員長及び解析小委員長は、採択された共同研究について、解析担当やその後の研究推進のために統計解析小委員会から担当者を選任する。 第15条 研究担当者は最終研究計画書を作成し、統計調査委員長と解析小委員長に報告する。 第16条 統計調査委員長は採択された最終研究計画内容を理事長に報告する。 第17条 統計調査委員長は、最終研究計画書及び関係書類等を倫理委員会に送付し、倫理委員会における倫理的妥当性についての審議を依頼する。 第18条 統計調査委員長は当該研究の倫理委員会の承認をもって、研究の着手を許可する。 第19条 担当する統計解析小委員会委員は解析小委員会と共同研究依頼団体と協議しながら研究を進める。研究は開始から終了まで解析小委員会と合議の元で行う。	現状どおり

現 行	改正案
第5章 海外のレジストリと共同で行う研究 第20条 海外のレジストリと共同して研究を行う場合は、原則として第4章に準じて対応する。 第21条 個別案件により特殊な対応が必要となる場合は、その対応策の可否を統計調査委員会で審議する。 第6章 研究解析用データの提供 第22条 統計調査委員長は第2条の2～4の形態においてそれぞれで採択された研究計画書を最終確認し、研究解析用データファイルを出力し、研究者に送付する。 第23条 研究解析用データファイルは患者個人や透析施設が特定される情報を含んではならない。 第7章 研究解析用データの取り扱い・研究の終了 第24条 研究解析用データは当該研究とそれに関連する解析以外に使用してはならない。 第25条 研究解析用データファイルは、共同研究者以外の第三者に貸与してはならない。しかしながら、論文投稿先が生データの提出を義務づけている場合はその限りではない。 第26条 研究者は研究開始後、1年に1回研究の進捗状況を学会事務局に報告する。（様式4） 第27条 該当研究が終了した時点、研究の継続が困難になった時点において、所定の終了届（様式5）を統計調査委員長に提出する。研究申請書に記載の研究期間を超えて研究を継続することが必要となった場合には、所定の継続申請書（様式6）を統計調査委員長に提出する。 第28条 論文投稿後であっても出版元よりデータ提供や、再解析の必要が生じる場合があるため、当該研究者は研究終了後もデータを保持できる。その場合は漏洩等十分な安全対策を講じなければならない。 第8章 オーサiership 第29条 研究が終了しておらず研究を中止する場合には、当該研究解析用データは破棄しなければならない。 第30条 共著者は研究に直接的な役割を持つ者に限定す	現状どおり

現 行	改正案
るが、共著者すべてが学会員である必要はない。 第31条 研究は日本透析医学会のレジストリを用いたものであること、論文内容は当該研究者の責任に帰する旨を以下論文中に明記する。 和文例 本研究内容は日本透析医学会統計調査で集計されたデータを用いたものであるが、解析・結果および解釈は著者が独自に行っているものであり、同会の考えを反映するものではない。 英文例 The data reported here have been achieved using the data from Japanese Society for Dialysis Therapy (JSDT) Renal Data Registry. The interpretation and reporting of these data are the responsibility of the authors and in no way should be seen as an official policy or interpretation of the JSDT. 第32条 本研究による学位論文への使用は許容されない。 第33条 本研究による競争的資金の獲得は許容されない。ただし、他団体がJSDT レジストリを用いた共同研究を望む場合であって、当該申請者がJSDT レジストリを用いた研究により競争的資金の申請する場合にあつては、当該競争的資金申請前に、第13条及び第14条により共同研究の申請をし、事前に理事会の承認を得なければならない。 第9章 補則 第34条 将来的に、原データの提供を含む広範な共同が必要な研究申請があつた場合は、本内規の規定外として別途協議を行う。 附則 この内規は平成28年12月9日から施行する。 この内規は令和元年6月27日から施行する。 この内規は令和元年12月6日から施行する。 この内規は令和3年7月31日から施行する。	現状どおり 附則 この内規は平成28年12月9日から施行する。 この内規は令和元年6月27日から施行する。 この内規は令和元年12月6日から施行する。 この内規は令和3年7月31日から施行する。 <u>この内規は令和7年 月 日から施行する。</u>

『一般社団法人 日本透析医学会統計調査データを利用した研究の公募に関する内規の一部改正（案）新旧対照表』

現 行	改正案
日本透析医学会統計調査データを利用した研究の公募に関する内規 第1章 総則 第1条 本内規は、一般社団法人日本透析医学会（以下「本学会」という。）が行う統計調査データを利用した研究の公募（以下「公募研究」という。）に関し、具体的な方法について定めるものである。 第2章 公募研究の募集、応募要件・申請方法 第2条 公募研究の募集は年に1回とし、本学会ホームページ、および和文誌の会告で告知する。 2 公募研究として認められる研究は1年あたり5件を上限とする。 第3条 公募研究に応募できるのは、次の各号の要件を満たす本学会の医療従事者の正会員に限る。 (1) 応募時点で会員歴が3年以上あり、会費を完納していること、また研究遂行期間中は正会員でなければならない。 (2) 所属施設が、過去2年間にわたって患者調査票を提出していること。 (3) 筆頭研究者は過去2年以内に公募研究が採択されていないこと。ただし、公募研究採択から2年以上を経過している応募者であっても、先行する公募研究に基づく論文が受理されていなければならない。なお、共同研究者においては、この限りではない。 第4条 公募研究の申請においては、別紙の申請書（様式1）に記載し、統計調査委員会委員長（以下「統計調査委員長」という。）に申請を行う。データを安全に保管できる環境（機器及び電子媒体等の盗難等の防止策など）が確保できていることを申請書に明記するものとする。 第3章 審査方法 第5条 審査は、申請者を地域、職種のみが明らかになるように匿名化したうえで、統計調査委員会委員（以下「統計調査委員」という。）、統計解析小委員会委員（以下「統計解析小委員」という。）、学術小委員会委員（以下「学術小委員」という。）の無記名による投票によって決定する。	日本透析医学会統計調査データを利用した研究の公募に関する内規 現行どおり 第5条 審査は、統計調査委員会委員（以下「統計調査委員」という。）、統計解析小委員会委員（以下「統計解析小委員」という。）、学術小委員会委員（以下「学術小委員」という。）の無記名による投票によって決定する。

現 行	改正案
第6条 統計調査委員、統計解析小委員は、公募研究には応募できないが、委員の施設からは応募可能とする。統計調査委員、統計解析小委員、学術小委員は自施設からの応募については、審査には参加出来ない。 第7条 審査の過程においては、次の各号に掲げる要素について考慮して評価する。 (1) 本学会「日本透析医学会統計調査データを用いた研究の進め方に関する内規」から逸脱していないか。 (2) 科学的妥当性があるか、また倫理的配慮が妥当であるか。 (3) リサーチクエスチョンが、透析患者の予後改善、透析施設の臨床パターンの向上に資するものであるか。 (4) 解析計画が実行可能であり、交絡・バイアスなどへの対処が考慮されているか。 (5) 解析に使用するデータ項目が実際に調査されているか。 (6) 進行中の研究と内容が同一ではないか。 (7) 職種、地域性を考慮し、研究者に偏りが無いように配慮する。 (8) 薬剤比較や特定の地域に限定した企画などの審査については、統計調査委員会から、統計調査委員長を介して、理事会判断を仰ぐ。 第8条 個別の施設間の比較は認められない。また、公募研究の発表論文は、学位論文としては認められない。また、公募研究による競争的資金の獲得は認められない。	現行どおり
第4章 審議 第9条 <u>統計調査委員会、統計解析小委員会及び学術委員会小委員会の合同委員会により、適正と判断された研究については、統計調査委員会、学術委員会それぞれに提案され、承認を得る。いずれかの委員会で疑義が生じた場合には、必要により合議を行い、採否を判定する。</u> 第10条 第9条において、いずれの委員会においても、承認された研究は、統計調査委員長が理事会に報告し、当該研究の妥当性について理事会に審議を依頼する。 第11条 理事会の審議において当該研究が妥当であると認められた場合には、統計調査委員長は最終研究計画書及び関係書類等を倫理委員会に送	第9条 <u>統計解析小委員会、学術委員会小委員会により、適正と判断された研究については、統計調査委員会、学術委員会それぞれに提案され、承認を得る。いずれかの委員会で疑義が生じた場合には、必要により合議を行い、採否を判定する。</u> 現行どおり

現 行	改正案
付し、倫理委員会における倫理的妥当性についての審議を依頼するものとする。また、申請者と共同研究者はCOIについて所定の自己申告書により、開示を行う。 第12条 倫理委員会で疑義が生じた場合には、疑義の内容に応じて、理事会あるいは統計調査委員会に差し戻しを行う。 第13条 倫理委員会で承認ののち、事務局からデータを申請者に提供する。 第5章 解析方法 第14条 統計調査データの取り扱いについては、「日本透析医学会統計調査データを用いた研究の進め方に関する内規」に従い、申請された目的にのみ使用する。 第15条 解析は、申請者が解析主担当者として、その責任において行う。共同研究者以外に解析を委託してはならない。 第16条 各研究には、統計調査委員1名（手続的なサポート）、統計解析小委員1名（解析のサポート）がリエゾン委員としてサポートを行い、いずれの委員も共同研究者として研究に加わる。 2 委員が論文公表までに退任する場合には、統計解析小委員は継続して担当するが、統計調査委員は、新規に選任された委員に引き継ぐものとする。なお、引き継いだ後も、退任後の委員もオーサiershipは保持するものとする。 第6章 報告の義務 第17条 申請者、統計解析小委員、統計調査委員は公募研究の進捗について、それぞれ次の各号に掲げる報告の義務を負う。 (1) 申請者は年2回、進捗について、統計解析小委員会に参加し、報告しなければならない。 (2) 統計解析小委員会委員長（以下「統計解析委員長」という。）は、統計調査委員会で進捗を報告する。 (3) 統計調査委員長は、理事会で公募研究の進捗について報告を行う。 第18条 特段の理由なく進捗がみられない場合には、統計調査委員長あるいは理事長は、解析の中止を指示することができる。また、申請者が、解析の継続が困難と判断した場合には、統計調査委	現行どおり

現 行	改正案
員長に報告し、研究を中止することができる。 いずれの場合においても、申請者はデータを破棄しなければならない。 第19条 研究計画書を変更する場合には、申請者は別紙の申請書（様式2）に従って統計解析小委員会に報告し、討議の上、統計解析小委員会における承認を得なければならない。 2 統計解析委員長は、前項により統計解析小委員会において承認された場合は、統計調査委員会で報告し、統計調査委員会の承認を得るものとする。 3 前項により統計調査委員会で研究計画書の変更が承認された場合、統計調査委員長は理事会で報告を行うものとする。 第7章 結果の公表・オーサーシップ 第20条 結果は、査読のある学術雑誌、国内外の学術集会で発表する。原則的に、初回投稿はデータ受領後2年以内とする。 第21条 オーサーシップは、国際医学雑誌編集者会議（ICMJE）の著者の要件に準拠する。 第8章 守秘義務 第22条 解析担当者、統計調査委員会の委員、統計解析小委員会、本学会は、それぞれ守秘義務を持つものとする。	現行どおり
附則 本内規は令和5年12月1日から施行する。	附則 本内規は令和5年12月1日から施行する。 本内規は令和7年 月 日から施行する。

『一般社団法人 日本透析医学会専門医制度規則の一部改正（案）新旧対照表』

現 行	改正案
日本透析医学会専門医制度規則	日本透析医学会専門医制度規則
第 4 章 専門医	第 4 章 専門医
第 1 節 専門医の申請資格	第 1 節 専門医の申請資格
第 8 条 専門医は次の各項の資格をすべて満たす者であること。 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。 2) 日本内科学会および日本外科学会において定められたいずれかの認定医または、専門医、日本泌尿器科学会、日本小児科学会および日本救急医学会において定められたいずれかの専門医、もしくは日本麻酔科学会において定められた指導医の資格を有し臨床経験 5 年以上を有していること。なお、初期研修医 1 年目は臨床経験に含めない。 3) 本学会の専門医制度委員会の規定によって編成された研修カリキュラムに従い、本学会認定施設において 1 年以上または教育関連施設において 3 年以上を含む通算 3 年以上を主として透析療法に関する臨床研修を行いかつ業績のあること。なお、勤務日数は、原則週 4 日以上を研修 1 年と認定する。ただし、週 3 日の勤務は、研修 1 年の 4 分の 3 に相当し、週 2 日の勤務は、研修 1 年の 4 分の 2 に相当する。週 1 日のみの勤務は研修期間として認めない。 4) 専門医制度規則施行細則に示される業績基準を満たしていること。 5) 専門医認定の試験および審査において適格と判定され、専門医として登録を完了した者であること。 6) 申請時において、本学会の会員歴 3 年以上であること。	第 8 条 専門医は次の各項の資格をすべて満たす者であること。 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。 2) 日本内科学会および日本外科学会において定められたいずれかの認定医または、専門医、日本泌尿器科学会、日本小児科学会および日本救急医学会において定められたいずれかの専門医、もしくは日本麻酔科学会において定められた指導医の資格を有し臨床経験 5 年以上を有していること。なお、初期研修医 1 年目は臨床経験に含めない。 <u>特定の理由（妊娠・出産・育児・病気療養・介護）に伴う休職期間が、6 カ月以内であれば臨床経験期間として認める。</u> 3) 本学会の専門医制度委員会の規定によって編成された研修カリキュラムに従い、本学会認定施設において 1 年以上または教育関連施設において 3 年以上を含む通算 3 年以上を主として透析療法に関する臨床研修を行いかつ業績のあること。なお、勤務日数は、原則週 4 日以上を研修 1 年と認定する。ただし、週 3 日の勤務は、研修 1 年の 4 分の 3 に相当し、週 2 日の勤務は、研修 1 年の 4 分の 2 に相当する。週 1 日のみの勤務は研修期間として認めない。 <u>特定の理由（妊娠・出産・育児・病気療養・介護）に伴う休職期間が、6 カ月以内であれば研修期間として認める。</u> 4) 専門医制度規則施行細則に示される業績基準を満たしていること。 5) 専門医認定の試験および審査において適格と判定され、専門医として登録を完了した者であること。 6) 申請時において、本学会の会員歴 3 年以上であること。
以下省略	以下省略

現 行	改正案
附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成 2 年 7 月 7 日制定）は廃止する。 この規則は、平成 15 年 6 月 19 日理事会、評議員会で承認 平成 16 年 4 月 1 日から適用する。 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。 この規則は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 27 年 12 月 4 日から施行する。 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 2020 年度受験申請し適格と判断された者が学会の都合により 2021 年度に試験を実施し、その試験を受験し合格した者は 2021 年 4 月から 2022 年 3 月の期間は専門医として認定されたものとみなす。 この規則は、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、令和 6 年 12 月 6 日から施行する。	附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成 2 年 7 月 7 日制定）は廃止する。 この規則は、平成 15 年 6 月 19 日理事会、評議員会で承認 平成 16 年 4 月 1 日から適用する。 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。 この規則は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 27 年 12 月 4 日から施行する。 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 2020 年度受験申請し適格と判断された者が学会の都合により 2021 年度に試験を実施し、その試験を受験し合格した者は 2021 年 4 月から 2022 年 3 月の期間は専門医として認定されたものとみなす。 この規則は、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、令和 6 年 12 月 6 日から施行する。 <u>この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>

『一般社団法人 日本透析医学会専門医制度規則施行細則の一部改正（案）新旧対照表』

現 行	改正案
日本透析医学会専門医制度規則施行細則	日本透析医学会専門医制度規則施行細則
第 6 章 研修カリキュラム	第 6 章 研修カリキュラム
第20条 研修カリキュラムは、医師对患者の人間関係の確立を基礎とし、透析専門医のための医療技能を修得させることを目的としている。	第20条 研修カリキュラムは、医師对患者の人間関係の確立を基礎とし、透析専門医のための医療技能を修得させることを目的としている。
第21条 研修カリキュラムは、本学会専門医制度委員会が定めた透析専門医研修カリキュラムに準拠して教育責任者が編成しなければならない。	第21条 研修カリキュラムは、本学会専門医制度委員会が定めた透析専門医研修カリキュラムに準拠して教育責任者が編成しなければならない。
第22条 透析専門医研修カリキュラムは別に定める。	第22条 透析専門医研修カリキュラムは別に定める。
第23条 臨床研修の診療実績のうち、次に掲げるものを症例要約として提出すること。 <u>(追記規定)</u>	第23条 臨床研修の診療実績のうち、次に掲げるものを症例要約として提出すること。 <u>(個人情報の保護については十分注意することとし、個人情報への配慮も審査の対象となる。)*¹</u>
(1) 維持透析症例（少なくとも血液透析 1 例および腹膜透析 1 例を含む）	(1) 維持透析症例（少なくとも血液透析 1 例および腹膜透析 1 例を含む）
(2) 慢性腎不全透析導入症例（少なくとも血液透析 1 例を含む）	(2) 慢性腎不全透析導入症例（少なくとも血液透析 1 例を含む）
(3) 急性腎不全血液浄化症例	(3) 急性腎不全血液浄化症例
(4) 血液透析装置の組み立て・操作症例	(4) 血液透析装置の組み立て・操作症例
(5) バスキュラーアクセス作製症例（手術助手や手術見学を含む）	(5) バスキュラーアクセス作製症例（手術助手や手術見学を含む）
(6) バスキュラーアクセスカテーテル留置症例	(6) バスキュラーアクセスカテーテル留置症例
(7) 透析症例倍検例または死因検討例	(7) 透析症例倍検例または死因検討例
(8) その他の血液浄化法（血漿交換，吸着，顆粒球除去など）	(8) その他の血液浄化法（血漿交換，吸着，顆粒球除去など）
(9) 腎移植症例 <u>(移植手術の見学,移植の情報提供を含む)</u>	(9) 腎移植症例 <u>(移植手術の見学, 移植医への紹介, 献腎移植登録・更新例を含む)*²</u>
附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成 2 年 7 月 7 日制定）は廃止する。 この規則は、平成 15 年 6 月 19 日理事会，評議員会で承認 平成 16 年 4 月 1 日から適用する。 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。 この規則は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。	附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成 2 年 7 月 7 日制定）は廃止する。 この規則は、平成 15 年 6 月 19 日理事会，評議員会で承認 平成 16 年 4 月 1 日から適用する。 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。 この規則は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。

現 行	改正案
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 27 年 12 月 4 日から施行する。 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 2020 年度受験申請し適格と判断された者が学会の都合により 2021 年度に試験を実施し、その試験を受験し合格した者は 2021 年 4 月から 2022 年 3 月の期間は専門医として認定されたものとみなす。 この規則は、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、令和 6 年 12 月 6 日から施行する。	この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 27 年 12 月 4 日から施行する。 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 2020 年度受験申請し適格と判断された者が学会の都合により 2021 年度に試験を実施し、その試験を受験し合格した者は 2021 年 4 月から 2022 年 3 月の期間は専門医として認定されたものとみなす。 この規則は、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、令和 6 年 12 月 6 日から施行する。 <u>この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。^{※1}</u> <u>この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。^{※2}</u>